

第十五号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十二項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し及び同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し及び同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項の改正規定並びに付則第三項から第五項まで

の規定は、同年六月一日から施行する。
（就業促進手当の見直しに伴う経過措置）

2 この条例による改正後の第十三条第八項第四号（同条第九項において準用する場合を含む。）及び同条第十二項の規定は、退職職員（退職した江戸川区職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
（人の資格に関する経過措置）

3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の

整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第四項並びに江戸川区職員の退職手当に関する条例第二十一条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

5 前二項に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、江戸川区規則で定める。

（説明）

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）等の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。